H24秋協議

様式2

総合特区　特例措置（規制分野）「省庁において検討を進めている項目」

※「整理番号」のクリックにより、提案ごとの「国と地方の協議」結果を確認できます。

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア）「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ）指定自治体との協議状況	ウ）協議の終了時期	備考
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	385	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	過疎地有償運送の事業許可を行うにあたって、その旅客の範囲を過疎地域その他これに類する地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって自家用有償旅客運送者が作成した名簿に記載されている者及びその同伴者に限定する現行の基準を緩和すること。	道路運送法第4条、第78条	国土交通省自動車局旅客課	地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者の運送については、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の最終とりまとめにおいて、 ①市町村長において、「地理的条件等により、バス・タクシー事業者において地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者も含めた運送サービスの提供が困難であること」を判断するため、当該市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対し、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、サービスを提供する意思の有無を確認している（バス・タクシー事業者がサービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者が確実にサービスを提供しなければならないことを前提とするものとする。）こと、 ②すべてのバス・タクシー事業者によるサービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会等へ報告していること、 ③実施主体において、あらかじめ利用者に対してバス・タクシー事業者ではないことを明示すること、 を条件として、自家用有償旅客運送の対象として認めることとすることとされた。	検討会の最終とりまとめを踏まえ、今年度中に必要な措置を講じる予定。	検討会の最終とりまとめを踏まえ、今年度中に必要な措置を講じる予定。	提案の一部について法令等の改正が行われたため、今回から様式1及び様式2に分割して記載

H24秋協議

様式2

総合特区　特例措置（規制分野）「省庁において検討を進めている項目」

※「整理番号」のクリックにより、提案ごとの「国と地方の協議」結果を確認できます。

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
アジアヘッドクォーター特区	1525	公開空地等における建築物整備に係る超高層ビル本体への現行建築基準法適用除外（既存遡及）	新宿副都心エリアの超高層建築物は特定街区や総合設計制度によって整備され、各街区には広大な公開空地等が存在する。その公開空地等を活用して、喫緊の課題であるエリア全体の防災性の高度化、環境性能への対応を早期に実現するため、分散型電源設備、災害時における医療救護施設、帰宅困難者等を収容できる大屋根等の整備を計画している。しかし、公開空地等の地下には既存超高層建築物の躯体があり、外観上独立して整備する場合においても、増築として取り扱われ、既存超高層建築物への現行建築基準法への遡及適用が求められる。また、新宿副都心エリアにおいては、旧建築基準法第38条に基づく大臣認定を取得している超高層建築物も多い。 そこで、公開空地等における新たな施設整備に伴う既存超高層建築物への遡及適用（いわゆる、「既存遡及」）に関する規制緩和を要望する。 【既存遡及の規制緩和措置】 公開空地等における新築建築物が、外観上既存建築物と独立し、地下躯体で接する場合において、既存建築物からの距離があるなど一定の要件を満たすものについては、防火、避難上も独立することで、その負荷が既存建築物に及ばないということを前提としても、構造耐力についての遡及適用が存在するため、次のとおり、規制緩和措置を要望する。 既存建築物については、建築基準法第20条に定める構造耐力の基準に適合するよう検証を行うが、このうち、風圧に関する基準については、新築建築物が低層で独立しており、既存建築物に対する影響を及ぼさないことから、検証の対象とはしないこととする。 今回の規制緩和によって、BCP・DCPの確保を早期に実現することができる。更には、今後の既成市街地における機能更新のモデルともなり得る。現在、新宿副都心エリアにおいては公開空地等への施設整備が具体的に計画されている。また、その他複数街区が連携したBCP等に寄与する公開空地等の改良・活用についての検討も行われている。	建築基準法第86条の7 建築基準法施行令第81条第1項、第137条の4、第137条の14 昭和44年建設省告示第1728号 昭和45年建設省告示第1833号 平成12年建設省告示第1461号	国土交通省住宅局建築指導課	超高層建築物については、平成26年6月に建築基準法第20条を改正し、一定の構造方法により、当該建築物の二以上の部分が構造上接している場合には、構造耐力の計算上、それぞれ別の建築物とみなすよう措置しており、今後、当該構造方法については、超高層建築物の新築時に同規定を適用すべく建築基準法施行令の改正により具体的に規定することを予定しているところ。 一方、既存の超高層建築物の増改築等の際における同規定の適用については、施工者を含めて実施した技術的な検証の結果を踏まえて、対応を検討しているところ。	必要に応じて、指定自治体と協議を行う。	－	